

茨城県報

第 7 4 3 9 号

昭和61年 4 月 10 日

木 曜 日

目 次

告 示

●保険医療機関及び保険薬局の指定（保険課）	1
●保険医及び保険薬剤師の登録（ " ）	6
●母子保健法に基づく養育医療機関の指定（保健予防課）	6
●松くい虫の被害対策に関する実施計画の公表及び通知（林業課）	7
●新規土地改良事業の審査（農地管理課）	11
●新規土地改良事業の認可（3件）（ " ）	12

公 告

●開発行為の工事完了（建築指導課）	12
●道路位置の指定（ " ）	14

訓 令

●茨城県庁議等規程の一部改正（企画調整課）	14
-----------------------	----

告 示

茨城県告示第590号

健康保険法（大正11年法律第70号）第43条の3第1項の規定により、次の病院及び診療所並びに薬局を保険医療機関及び保険薬局に指定した。

昭和61年 4 月 10 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

指 定 記 号 番 号 及 び 指 定 年 月 日	医 療 機 関 名 称	診 療 科 目	所 在 地	指 定 申 請 の 事 由
0122697 61. 4. 1	水 戸 中 央 脳 外 科	脳 神 外, 外, 理 診, 放	水 戸 市 千 波 町 下 本 郷 254— 1	新 規
0221317 61. 3. 1	村 田 眼 科 医 院	眼	日 立 市 幸 町 2 丁 目 14 番 5 号	移 転
0520445 61. 3. 20	医 療 法 人 重 陽 会 斉 藤 病 院	外, 小 外, 整 外, 脳 神 外, 内, 小, 耳 咽	石 岡 市 旭 台 1 丁 目 17— 26	組 織 変 更
0520452 "	医 療 法 人 重 陽 会 石 岡 診 療 所	外, 小 外, 内, 小	" 府 中 1 丁 目 9— 2	"
1020239 61. 3. 1	と き 田 病 院	整 外, 外, 消, 胃	下 妻 市 大 字 長 塚 48 番 地 の 宅	開 設 者 変 更

1720671 61. 4. 1	戸頭皮膚科 ク リ ニ ッ ク	皮	取手市戸頭 6-31-18 宮崎ビル 1階	新 規
1410026 "	医療法人愛正会 高 萩 温 泉 病 院	内, 神内, 整外, 放, 理診	高萩市大字下手綱 字大谷口1951-6	"
0131785 "	樹 水 歯科医院	歯	水戸市見川 2-8-8	"
0131793 "	か わ だ 歯 科	"	" 河和田町1152-3	"
0231056 "	平和歯科 ク リ ニ ッ ク	"	日立市平和町 1-1-6	"
0231031 "	小 山 歯科医院	"	" 台原町 2-13-10	"
0231049 "	嶋崎歯科 ク リ ニ ッ ク	"	" 森山町 1-307-3	"
0330783 "	し ば 歯 科	"	土浦市真鍋 4-11-2	"
0330791 "	秀 和 歯科医院	"	" 荒川沖字日の宮 738-23	"
0430328 "	奥 富 歯科医院	"	古河市鴻巣1121	"
0730222 "	カイダ 歯科医院	"	結城市大字結城13622-1	"
1030200 "	医療法人社団開倫 会下妻中央 歯科	"	下妻市本城町 2 丁目39番地	"
1130240 "	桜 井 歯科医院	歯, 小歯, 矯歯	水海道市淵頭町2905-9	"
1330428 "	色 川 歯科医院	歯	勝田市大字稲田316番地の 4	"
1330436 "	安 田 歯科医院	"	" 東石川3458-1	"
3130578 "	羽鳥デンタル ク リ ニ ッ ク	"	東茨城郡美野里町羽鳥 261-3	"
3230337 "	大 沢 歯 科	"	西茨城郡岩間町 大字下郷小谷原4542-136	"
3330467 "	菊 地 歯科医院	"	那珂郡東海村大字舟石川 字石橋747-34	"
3930399 "	並木歯科 ク リ ニ ッ ク	"	新治郡桜村並木 3-20-7	"
3930407 "	千代田 歯科医院	"	" 千代田村下稲吉 2648-27	"
4230211 "	石 下 歯科医院	"	結城郡石下町大字新石下 字横堤浦4100-1	"

4330540 61. 3. 15	原宿台 歯科医院	"	猿島郡五霞村大字冬木2422	移 転
4330557 61. 4. 1	みなみ 歯科医院	"	" 総和町大字下辺見 712-2	新 規
0240634 "	(有) セキネ薬局	調	日立市千石町 2-1-9	"
0340392 "	(有)大恵調剤薬局	"	土浦市桜町 3 丁目 7 番 3 号	"
1140189 "	モリシタ 薬 局	"	水海道市森下町4387-4	"
3940131 "	好 安 堂 薬 局	"	新治郡千代田村下稻吉 2613-156	"
0110163 "	本 多 眼科医院	眼	水戸市梅香 2-1-23	再 指 定
0120709 "	岡崎整形外科医院	整外, 外, 理, 放	" 渡里町3255	"
0121632 "	石島整形外科医院	内, 外, 整外, 理	" 青柳町505	"
0122275 "	塚 田 病 院	内	" 備前町 5-40	"
0122572 "	雷 神 前 診 療 所	内, 循, 呼	" 大工町 1-1-8	"
0220426 "	小泉外科胃腸科医院	外, 胃, 整 外, 泌, 放, 麻	日立市大沼町 2-1-26	"
0220756 "	医療法人圭愛会 日立梅ヶ丘病院	精, 神, 内	" 大久保町2409-3	"
0221010 61. 4. 15	永 山 医 院	内, 放	" 小木津町3414	"
0320754 "	遠 藤 内 科 病 院	内, 循	土浦市大平町18-11	"
0320978 "	宇 津 木 眼 科	眼	" 富士崎 1-16-14	"
0420257 61. 4. 16	田 中 医 院	内	古河市錦町 5-3	"
0420463 61. 4. 1	古河市立 中 央 診 療 所	内, 放	" 中央町 1-5-10	"
0620526 "	松丸整形外科医院	整外, 放, 理	下館市大字下中山 字多良棒1192	"
1020148 "	大 和 田 医 院	内	下妻市大字下妻丙30-1	"
1320100 "	小浜産婦人科医院	産婦	勝田市堀口616	"

1320209 "	小宅整形外科医院	整 外, 理, 放, 皮, 小	" 中央町10—15	"
1320472 "	泉 医 院	小, 産, 内	" 市毛404—31	"
1420165 "	茨城県高萩保健所	内, 呼, 小, 放	高萩市肥前町 1—20	"
1420272 "	医療法人博順会 高 萩 病 院	内, 外, 整外, 小	" 大字秋山経塚625—9	"
1520238 61. 4. 15	華 川 診 療 所	内, 小, 外	北茨城市華川町小豆畑 字山下1016—1	"
1620194 61. 4. 1	林 田 内 科 診 療 所	内, 循, 皮, 小, 神, 精	笠間市笠間1997	"
1720192 "	田 村 医 院	外, 胃, 皮, 内	取手市白山 7—4—7	"
1720440 61. 4. 19	戸 頭 病 院	産, 小	" 戸頭 4—7—26	"
3320546 61. 4. 1	越 田 医 院 分 院	内	那珂郡那珂町菅谷4457—37	"
3320637 "	小豆畑 胃 腸 科 外 科 病 院	内, 外, 胃, 整外, 肛, 理, 皮泌, 放	" " " 605	"
3620325 61. 4. 20	樫 山 診 療 所	内, 小	鹿島郡旭村樫山576	"
3620689 61. 4. 1	医療法人正風会 春 日 病 院	外, 整外, 内, 小	" 鹿島町宮中字栗林 1910—3	"
3720364 "	小 沼 診 療 所	内, 外, 整 外, 放, 皮泌, 眼	行方郡麻生町麻生1105	"
3820545 "	増 山 医 院	内, 小, 皮	稲敷郡牛久町田宮199—13	"
3820750 "	稲 敷 医 院	内, 外, 整外, 皮	" 江戸崎町佐倉3354	"
4010047 "	通商産業省共済組 合筑波支部診療所	内, 小, 眼, 耳咽	筑波郡谷田部町東 1—1—4	"
4020475 "	大 野 医 院	内, 外, 産	" " 大字島名634	"
4020624 "	岡 本 医 院	産, 内, 小	" 和谷原村317—1	"
4020756 "	林 医 院	小, 内	" 筑波町北条19—2	"
4120317 "	河 上 医 院	内, 小	真壁郡関城町関本分中 183—1	"
医4120440 歯4130254 "	塙 医 院	内, 小, 外, 循, 歯	" 協和町大字桑山2482	"

4320354 "	井 之 川 医 院	外, 胃, 皮	猿島郡総和町釈加天神前 278—1	"
4420188 "	よしみ 内科胃腸科医院	内, 胃, 小	北相馬郡守谷町守谷甲 2694—41	"
4420303 "	竹 内 医 院	内, 小, 放	" " みすぎ野 5—11—1	"
0130928 "	鈴 木 歯科医院	歯	水戸市泉町 2—2—46	"
0130944 61. 4. 15	永 木 歯科医院	"	" 城南町 1—1—17	"
0230892 61. 4. 1	柴 田 歯科医院	"	日立市大みか町 2—28—5 なぎさ会館 1 F	"
0530119 "	椿 歯科医院	"	石岡市大字石岡1675	"
0530218 "	江 橋 歯科医院	"	" 若松 1—12—12	"
0630141 61. 4. 24	小松崎 川島 歯科診療所	"	下館市小川1455—1	"
0630307 61. 4. 1	廣 瀬 歯科医院	"	" 下中山582	"
0730172 "	医療法人医心会 城西 歯科医院	"	結城市大字結城10745—2	"
1330204 "	林 歯科医院	"	勝田市泉町 9—18	"
1730379 "	福 田 歯科医院	"	取手市大字小文間4154—4	"
3130180 "	長尾 歯科診療所	"	東茨城郡常北町石塚1451	"
3230287 "	清 宮 歯科医院	"	西茨城郡友部町大字平町 字大沢1720—31	"
3330210 "	緒川村国民健康保 険 歯科診療所	"	那珂郡緒川村大字上小瀬 2096—1	"
3630403 "	高 柳 歯科医院	"	鹿島郡銚田町銚田1522	"
3830375 "	河 内 歯科医院	"	稲敷郡牛久町柏田3335—19	"
3830532 "	石 井 歯科医院	"	" 阿見町若栗1890—1	"
4130171 "	桜 井 歯科医院	"	真壁郡真壁町真壁381	"
4130197 61. 4. 15	マカベ 歯科医院	"	" 大字真壁427	"

4230153 61. 4. 1	八千代歯科診療所	歯	結城郡八千代町菅谷686—1	"
4230161 "	古 橋 歯科医院	"	" 千代川村別府313	"
0140321 "	有限会社 パ ル ム 薬 局	調	水戸市南町 3—4—20	"
0140859 "	マ マ ド ラ ッ ク	"	" 双葉台町 1—34—10	"
0140867 "	(有)亀山 ドラッグストア	"	" 南町 2—6—9	"
0940118 "	快 誠 堂 薬 局	"	那珂湊市中央 1—11—22	"
3640228 61. 4. 15	ア サ ヒ 薬 局	"	鹿島郡波崎町5292	"
3940040 61. 4. 8	今 川 薬 局 竹園店	"	新治郡桜村竹園 3 丁目	"

茨城県告示第591号

健康保険法（大正11年法律第70号）第43条の 5 第 1 項の規定により、次の歯科医師並びに薬剤師を保険医及び保険薬剤師に登録した。

昭和61年 4 月 10 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

氏 名	登録記号番号	登録年月日
豊 田 し げ 美	茨 歯 1 8 2 4	61. 3. 12
大 内 道 子	茨 薬 1 0 8 7	61. 3. 10
関 根 千 鶴 子	" 1 0 8 8	61. 3. 13
鈴 村 照 代	" 1 0 8 9	"
飯 島 里 美	" 1 0 9 0	61. 3. 18

茨城県告示第592号

母子保健法（昭和40年法律第 141 号）第20条第 5 項の規定に基づき、養育医療を担当させる機関として、次の病院を指定した。

昭和61年 4 月 10 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

名 称	所 在 地	開 設 者	指 定 年 月 日
総合病院取手協同病院	茨城県取手市大字寺田 5901番地 1	茨城県厚生農業協同組合連合会 会長理事 外 岡 佐 近	61. 4. 1

茨城県告示第593号

松くい虫被害対策特別措置法（昭和52年法律第18号）第4条第1項の規定により、松くい虫の被害対策に関する実施計画を次のとおり変更する。

なお、図面、表及び付表は、省略し、当該図面等を茨城県庁農林水産部林業課、茨城県県北地方総合事務所、茨城県鹿行地方総合事務所、茨城県県南地方総合事務所、茨城県県西地方総合事務所及び関係市町村に備え置いて縦覧に供する。

昭和61年 4 月10日

茨城県知事 竹 内 藤 男

松くい虫の被害対策に関する実施計画**1 松くい虫の被害対策実施方針****(1) 趣 旨**

本県の森林面積は、約207千ヘクタールで、県土の34パーセントを占めている。このうち民有林面積は158千ヘクタールで、全森林面積の77パーセントと高い割合を示している。

民有林における松林面積は、約29千ヘクタールで民有林面積の約18パーセントに当たり、県の中央部から南・西部にかけた平地林を中心として広範囲に分布している。

これらの松林は、古くから薪炭などの燃料源として重要な資源であつたほか、堆肥源等の下草や落葉の採取など、農用林として活用され、農業経営上も重要な位置を占めてきた。

しかし、昭和30年代後半からの高度経済成長による地域開発が進展するに伴い、農業における経営形態も大きく変化し始め、併せて松林の果たすべき役割りも大きく変化してきている。

すなわち、開発の進展に従い、生活環境の保全や保健休養の場としての松林がクローズアップされるとともに、県南・県西部に分布する大湖沼・大河川に対する水源のかん養等からも、その存在は重要なものとなつてきた。

さらに180キロメートルに及ぶ海岸線を有する本県にとつて、飛砂防備保安林を始めとする海岸保安林は、地域住民の生活を維持するうえで、極めて重要な役割りを果たしてきている。

つまり、本県における松林の大部分は、木材生産以外の公益的機能の点から、より重要な地位を占めるようになってきている。

一方、松くい虫が運ぶ線虫類による松の枯損は、昭和46年に水戸市郊外で確認されて以来漸増の傾向にあつたが、昭和53・54年の夏期（6月～8月）の異常気象（高温・少雨）により、それぞれ70万立方メートルを超える未曾有の被害量を記録し、その範囲は全市町村にまで及んだ。

これに対処するため、県としては、防除体制を強化するとともに、発生源の除去を主眼とした緊急防除を2年にわたり実施して被害の封じ込めを図つてきた。

また、全国的な被害の増加にかんがみ、昭和52年に制定された松くい虫被害対策特別措置法に基づき、予防散布を可能な限り実施し、併せて伐倒駆除を効果的に組み合わせて被害の軽減を図つた。

さらに、昭和57年に一部改正された同法に基づき、特別伐倒駆除、樹種転換等を導入して総合的な対策を講ずるとともに、地域住民による自主防除の助長に努めた。

これらの結果、被害量は、年々減少し始め、特に法改正により被害対策の強化が図られた昭和57年度以降は著しい減少を示した。

昭和59年度は、夏期が異常気象（高温・少雨）となつたため被害の増加が懸念されたが、一部の地域のみ増加にとどまつた。

なお、昭和60年度においても12月現在で被害量約31千立方メートル、（対前年同月比59パーセント）となり著して減少となつている。

しかし、全県的には終息の状態に至っていないので、昭和61年度の実施方針を次のように変更し、被害終息を目途として被害対策を実施するものとする。

(2) 実施方針

ア 防除団地の設定、被害地域の区分並びに高度公益機能松林及び被害拡大防止松林の設定

(ア) 防除団地

被害の程度、松林の機能に応じた総合的な対策を計画的に実施するため、防除を行うべき松林の分布状況、地勢等を考慮して82の防除団地を設定した。

(イ) 被害地域の区分

82の防除団地について、防除団地ごとの被害程度の類似した防除団地を合わせて被害の地域区分を行い、微害地域2、中害地域4、激害地域1の合計7地域に区分した。

(ウ) 高度公益機能松林

森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項又は第2項の規定により保安林として指定された松林及び地域森林計画において土地に関する災害の防止、水源のかん養又は保健保全について高い機能を有すると認められる松林とした。

(エ) 被害拡大防止松林

微害地域にあつて、松くい虫の被害対策を緊急に行わないとすれば松くい虫が運ぶ線虫類により、当該松林に発生している被害が著しく拡大するおそれがあり、かつ、松林の被害程度が中害以下の松林とした。

また、激害地域に接する地帯に、被害の拡大を防止するための防止帯を設定した。

なお、(ア)～(エ)により設定した松林等については、別図（松くい虫被害対策地域区分図）に標示するとともに、被害拡大防止松林を付表（付一1）のとおりとした。

イ 被害地域区分に応じた被害対策の実施方針

(ア) 微害地域における被害対策

微害地域は、北茨城、高萩、十王及び大子北部地区で、この地域については伐倒駆除を中心として進めることとするが、松林の被害程度が中害の松林については可能な限り特別伐倒駆除を実施する。

また、海岸保安林等の高度公益機能松林については、他の手法も組み入れて実施するも

のとする。

(イ) 中害地域における被害対策

中害地域は、大子南部から里美、山方、金砂郷、水府、常陸太田及び日立北部を包含する地域、鹿行地方のうち鹿島以南の地区、県南部の守谷、取手、利根及び東の利根川に沿った地域並びに県西地方北部の八千代、結城、下館、大和及び真壁地域である。

この地域については、予防散布を優先的に実施するとともに、予防散布を行つた周辺部等の区域については、伐倒駆除又は特別伐倒駆除及び樹種転換を効果的に組み合わせて実施するものとする。

また、被害拡大防止帯の松林についても同様の手法を用いて激害の拡大を阻止するものとする。

さらに、被害の進んだ松林については、積極的に樹種転換を図るものとし、樹種転換に際しては適地適木に基づいて実施するものとする。

(ウ) 激害地域における被害対策

激害地域は、(イ)及び(イ)以外の地域で、県北、鹿行、県南及び県西の各地方にまたがり面積的には最も広い地域である。

この地域については、予防散布を実施することにより松林の存続が可能と考えられる松林が多いことから、予防散布を可能な限り実施するとともに、その周辺部等の区域については、予防措置との連けいのもとに伐倒駆除又は特別伐倒駆除及び樹種転換を進めるものとする。

2 松林群に関する事項

特別防除を実施する単位として、2以上の松林を合わせて特別防除松林群を設定することとした。

松林群の設定に当たっては、高度公益機能松林又は被害拡大防止松林を含む松林群を「高度公益等松林群」とし、これ以外のものを「その他の松林群」として区分した。

松林の位置等については付表(付一2)に記載したとおりである。

なお、本計画において「その他の松林群」に該当する松林群はない。

3 特定措置の計画的な実施に関する事項

(1) 特定措置の選択の基準

特 定 措 置	基 準
特別伐倒駆除	1 被害の程度が1%以上の松林
	2 砂丘未熟土地域の松林
	3 焼却に要する場所の確保が容易な松林
	4 搬出路の確保が容易な松林

伐 倒 駆 除	1 他の特定措置を実施しない松林
地 上 散 布	1 被害の程度が終息型の微害の範囲を超え、予防措置の必要な松林 2 危被害防止のうえから、特別防除の実施が困難な松林 3 特殊な立地のため特別防除が困難な松林
樹 種 転 換	1 被害の程度が著しく進んだ松林 2 天然下種による稚樹が認められる等の天然更新による成林の見込まれる松林 3 中害地域又は激害地域で、人工造林による樹種転換が可能な松林 4 予防措置を行う周辺及び被害拡大防止帯の松林で、被害の程度が微害の範囲を超えている松林

(2) 特定措置の市町村別計画

表 一 略

(3) 高度公益等松林群ごとの特別防除の計画

表 一 略

(4) 特倒伐倒駆除の実施に当たつての留意事項

ア 破砕に当たつては、作業上の安全の確保を図るとともに、破砕した木片等が周辺の自然環境及び生活環境等に悪影響を及ぼさないような適切な措置を講ずること。

イ 焼却に当たつては、火災の防止はもちろん、煙や残灰等が周辺の自然環境及び生活環境等に悪影響を及ぼさないような適切な措置を講ずること。

(5) 特別防除の実施に当たつて留意すべき事項

ア 天然記念物等の貴重な野生動植物の生息又は分布状況等について、十分に実態を把握し、貴重な動植物に悪影響を及ぼさないように適切な措置を講ずること。

イ 人家、学校、病院、浄水場、水源池等の周辺は、原則として除外することとし、実施に当たつては、風向、風速等に十分に留意して、薬剤が飛散、流入しないようにすること。

ウ 鉄道、道路等の交通機関、自然公園等利用者の集合する場所等の周辺では、可能な限り早朝に散布して利用者等に支障をきたさないように努めるとともに、必要に応じて交通規制、入園制限等を実施すること。

エ 桑園、たばこ、その他の農作物のは場、茶園、果樹園、牧草地、放牧地、畜舎等の周辺については、原則とし、除外区域とし、実施に当たつては、風向、風速等に留意して薬剤が飛散しないようにすること。

オ 魚貝類の養殖場及び生息地の周辺は除外区域とするが、必要に応じ影響のない区域への移動、ビニールシート等での被覆や養殖水量の増加等の措置を講ずること。

カ 養蜂については、必要に応じ巣箱を影響のない区域へ移動させるか又は移動できないものについては、蜂群が薬剤の影響を受けないような措置を講ずること。

4 地区実施計画の指針となるべき事項

(1) 地区実施計画対象松林の基準

ア 県の実施計画に係る松林からおおむね2キロメートル以内に存する松林

イ 上記以外の松林で、地域又は集落にとって生活環境保全等のうえから重要であり、県実施計画による被害対策を遂行するうえで、地区実施計画による特定措置の実施が必要と考えられるおおむね2ヘクタール以上の松林

(2) そ の 他

ア 地区実施計画における特定措置の内容は、県実施計画と調和のとれたものであること。

イ 地区実施計画における防除着手年度及び終了予定年度は、当該計画地に近接する県実施計画地のそれと整合性が保たれたものであること。

5 そ の 他

(1) 松くい虫の付着している被害木の移動は、被害を拡大する大きな要因となるので、その移動を制限するものとする。

(2) 被害程度が激害の保安林等については、その公益的機能の確保を図るため、保安施設事業を積極的に実施するものとする。

(3) 林業改善資金（被害森林整備資金・技術導入資金）の融資による被害木の積極的な利用を図るものとする。

(4) 昭和54年度に設立された「鹿島の松を守る会」等、3地域の組織を拠点として、地域住民による自主的防除の意欲の高揚とその活動を助長するものとする。

(5) 過去において被害を受け、森林としての機能を果たし得なくなつた松林で、早急に造林を行わなければ森林としての回復が困難と考えられるところについては、被害跡地造林を優先的に実施するものとする。

(6) マツノザイセンチュウに対する抵抗性のある松の育成を図るとともに、昭和61年春に生産された抵抗性苗木の供給に努め、被害跡地の復旧を図るものとする。

茨城県告示第594号

稲敷郡阿見町大字若栗3143湯原勝ほか33名から昭和60年10月15日付けで認可申請のあつた若栗地区土地改良事業（共同施行）については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和61年4月10日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

若栗地区土地改良事業共同施行規約の写し

若栗地区土地改良事業計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間 昭和61年 4 月10日から昭和61年 4 月30日まで

3 縦 覧 の 場 所 阿見町役場

茨城県告示第595号

昭和 61 年 1 月 10 日 付けで大塚土地改良区から認可申請のあつた大塚地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 9 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により昭和61年 3 月29日認可した。

昭和61年 4 月10日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第596号

昭和60年12月12日付けで福岡堰土地改良区から認可申請のあつた中平柳地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 9 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により昭和61年 3 月29日認可した。

昭和61年 4 月10日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第597号

昭和61年 1 月29日付けで総和町長青木保夫から認可申請のあつた上大野地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により昭和61年 3 月29日認可した。

昭和61年 4 月10日

茨城県知事 竹 内 藤 男

公 告

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）附則第 4 項の許可に係る開発行為について、次の地域の工事が完了したので、同法附則第 5 項において準用する同法第36条第 3 項の規定により公告する。

昭和61年 4 月10日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

高萩市大字島名字富士1771番1, 1771番17, 7171番22, 1771番23同字照田1776番1, 1776番2, 同字坂の上1925番1から3まで, 1929番1から3まで, 1926番1から3まで, 2360番, 1921番1, 2335番, 2339番1から3まで

2 事業主の住所及び氏名

山口県宇部市西本町1丁目12番32号

宇部興産株式会社

取締役社長 清水 保 夫

山口県宇部市相生町8の1

宇部不動産株式会社

取締役社長 濱 崎 省 三

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第29条の許可に係る開発行為について, 次の地域の工事が完了したので, 同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和61年 4 月10日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

下館市大字樋口字鷹ノ巣1300番119

2 事業主の住所及び氏名

下館市大字下中山732-1

財団法人 下館市開発協会

理事長 濱 野 正

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

鹿島郡神栖町大字南浜1番-3

2 事業主の住所及び氏名

鹿島郡神栖町大字溝口4991番-5

公立学校共済組合 復代理人

神栖町長 沼 田 省 二

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

筑波郡谷和原村大字小絹字長町441番, 441番の1, 442番, 443番の1, 字米ノ城411番, 409番の2, 411番の1, 大字杉下字向根460番及び459番の1

2 事業主の住所及び氏名

筑波郡谷和原村大字加藤244—3

谷和原村農業協同組合

組合長理事 高 橋 盛 信

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

筑波郡谷田部町大字片田字浦割東492番の7

2 事業主の住所及び氏名

福岡市中央区平尾3丁目16番17号

田中铁工株式会社

取締役社長 田 中 義 明

●道路位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

昭和61年4月10日

茨城県知事 竹 内 藤 男

指定番号	指 定 日 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
竜土木指令 第197号	61. 3. 27	船橋喜久雄	竜ヶ崎市直鮎 7525	竜ヶ崎市字根町 3321番1, 3321番17	メートル 4.22 4.14	メートル 59.25 12.95
浦土木指令 第301号	61. 3. 25	大山 茂	石岡市大字東大 橋1567—2	石岡市大字東大橋字原 1644—3, 1643—3	4.75	33.00
境土木指令 第118号	61. 3. 29	東洋建設 株式会社 代表取締役 村田作次郎	埼玉県越谷市大 字西新井 436—1	猿島郡総和町大字女沼 字稻荷山1020—6	4.65	30.45

訓 令

茨城県訓令第11号

茨城県庁議等規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和61年4月10日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県庁議等規程の一部を改正する訓令

茨城県庁議等規程（昭和41年茨城県訓令第14号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中第4号及び第5号を削り、第6号を第4号とし、第7号から第11号までを2号ずつ繰り上げる。

第5条第3項中「第11号」を「第9号」に改める。

付 則

この訓令は、公布の日から施行する。

★ 県政の総覧 ～ 県民の六法 ★

茨 城 県 報

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，観光，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知ってもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配布をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部総務課あてお申し込み下さい。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1ヵ月）
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 2,000 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人
発行所

茨 城 県

印刷所 茨 城 県 印 刷 所